

平成 30 年 10 月 9 日

関係議員各位

児童福祉行政につきましては、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府・厚生労働省・文部科学省の3府省では、平成 27 年 4 月から施行された子ども・子育て支援新制度について、法律の附則にある施行後 5 年の検討規定に基づき、見直しの議論を本年 5 月の子ども・子育て会議から始めたところです。

今般、本日 10 月 9 日に開催される第 37 回子ども・子育て会議において、新制度の見直し事項のうち施行から 5 年で期限が到来する経過措置について、その方向性の案をお示しし、議論することとしております。

その中で、法律事項である幼保連携型認定こども園の保育教諭資格に関し幼稚園教諭免許や保育士資格のみを保有する方も保育教諭として働けるようにする経過措置や、免許・資格の併有を促進するための経過措置の期限について、平成 32 (2020) 年 3 月末から 5 年間延長する案でお示しするほか、法律事項以外の 5 年で期限が到来する経過措置についても方向性の案をお示しする予定です。

本来ならば直接御説明にお伺いすべきところではありますが、恐縮ながら、取り急ぎ、新制度施行後 5 年で期限が来る措置とその方向性案についての概要資料をお届けいたします。

御不明な点がございましたら、お問い合わせを頂ければ、御説明させていただきますので、宜しくお願い申し上げます。

厚生労働省子ども家庭局保育課長

竹林 悟史

【担当者】

厚生労働省子ども家庭局保育課

企画調整専門官 林 徹

(直通電話) 03-3595-2542

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

健全育成推進室長補佐 小林 克嘉

(直通電話) 03-3595-2493

新制度施行後、5年間(2020年3月)で経過措置の期限が到来する項目

項目	概要	方向性
① 幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例	幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、いずれか一方の免許・資格のみで保育教諭等となることができる特例。	5年間延長 ※ 幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、一方の免許状・資格しか保有していない者が一定数(9,660人)いること等から
② 幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例	片方の免許状・資格を持ち、一定の勤務経験(3年かつ4,320時間)を有する者について、もう一方の免許状・資格の取得に係る修得単位等を軽減するなどの特例。	5年間延長 ※ 幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、一方の免許状・資格しか保有していない者が一定数(9,660人)いること等から
③ 幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例	乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができるものとし、当該者は、保育教諭等として園児の保育に従事することができる。	5年間延長 ※ 人材確保の必要があるため
④ みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置	子ども・子育て支援新制度施行時にみなし確認を受けた認定こども園においては、3歳児～5歳児の職員配置(短時間利用児部分)については、30:1ではなく、35:1とすることができる。	延長しない ※ すでに新制度における配置基準で対応している園が大半(93.8%)であるため
⑤ 新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置	新制度移行時点で、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している私立幼稚園・認定こども園については、新制度移行後も引き続き低い利用者負担額で徴収することを認める。	幼児教育の無償化に伴い、継続不要
⑥ みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置	旧制度において幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所のいずれにも園長及び施設長を配置し新制度施行後も継続して当該施設に配置している施設に対して、人件費相当額を給付する。	延長しない ※ 新幼保連携型認定こども園は単一の施設であり、また本特例を利用している全幼保連携型認定こども園数に對する割合は小さい(5.0%)ことから

①及び②は、法律改正が必要な項目。③～⑥は、省令等の改正が必要な項目。



項目	概要	方向性
⑦ 地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における連携施設に関する経過措置	地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く)の事業者は、連携施設の確保が著しく困難と市町村が認めるときは、連携施設を確保しなくてもよいこととする経過措置。	<u>5年間延長</u> ※ 連携施設の3要件全てを設定した事業所が約半分程度(46%)であるため
⑧ 地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における食事の提供に係る経過措置	地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く)における食事の提供については、自園調理でなくともよいとする経過措置。	・ <u>家庭的保育事業・・・5年間延長</u> ※ 一部(29.1%)の事業所で自園・外部搬入への移行が進んでいないため ・ <u>小規模保育事業・事業所内保育事業・・・延長しない</u> ※ 自園・外部搬入への移行率が高くなっているため (小規模保育事業99.1%、事業所内保育事業97.6%)
⑨ 小規模保育事業B型等に係る経過措置(保育従事者の資格)	小規模保育B型等の事業所の家庭的保育者等について、保育従事者とみなすこととする経過措置。	<u>延長しない</u> ※ 研修の修了者及び受講見込みの者の割合が高い(97.7%)ため
⑩ 小規模保育事業C型に係る経過措置(定員上限)	小規模保育事業C型について、利用定員を6人以上15人以下とすることができることとする経過措置。	<u>延長しない</u> ※ 回答のあった全ての事業所において定員の変更等が行われている又は行われる予定であるため
⑪ 放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置	放課後児童支援員は、基準に定める基礎資格を有する者であって、都道府県知事が行う研修を「修了した者」でなければならぬが、平成32年3月31日までの間は「修了することを予定している者」を含むとしている経過措置。	<u>平成30年度中に結論を得ることとされている、「従うべき基準」の参酌化に係る検討と合わせ、経過措置の在り方を検討</u>

①及び②は、法律改正が必要な項目。③～⑪は、省令等の改正が必要な項目。

子ども・子育て支援新制度 施行後5年の見直しに係る 検討について

平成30年10月9日

5年後見直しに係る検討について

第36回子ども・子育て会議
(平成30年7月30日開催)
資料1—2抜粋

子ども・子育て支援法附則等の見直し規定

子ども・子育て支援法附則第2条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第2条第2項において、法律の施行後5年を目的として、この法律の施行の状況の状況を勘案し、必要があるときは、この法律の規定に基づいて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしている。

検討の進め方

○その上で、検討すべき事項として考えられるものは、以下のとおり。

(1) 法律上経過措置の期限が到来するものなど、見直しの検討を行わなければならない事項

ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目

イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目

(2) 新制度の運営等に関連し、検討が必要な事項

ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項

イ 制度の施行状況を勘案し、今後検討が必要と考えられる事項 など

○(1)及び(2)を検討した上で、直ちに検討に着手する事項と今後検討すべき事項の精査

参 考

○子ども・子育て支援法(平24法65)

附 則

(検討等)

第二条 1～3 (略)

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後5年を目的として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があるときは、この法律の規定に基づいて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

附 則(平成二四年八月二二日法律第六号)

(検討)

第二条 1(略)

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後5年を目的として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「新認定こども園法」という。)の規定に基づいて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目

項目	ページ
①幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例	3
②幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例	
③みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置	6
④幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例	8
⑤新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置	10
⑥みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置	11
⑦地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における食事の提供に係る経過措置	13
⑧地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における連携施設に関する経過措置	15
⑨小規模保育事業B型等に係る経過措置(保育従事者の資格)	18
⑩小規模保育事業C型に係る経過措置(定員上限)	19
⑪放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置	20

①及び②は、法律改正が必要な項目。③～⑪は、省令等の改正が必要な項目。

① 幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例

② 幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例

概要

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、子ども・子育て支援新制度の施行後5年に限り、いずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例を設けている。同時に、本来教育職員になることができない、教員免許状を有するが未更新の者であっても、保育士資格があれば保育教諭等となることができるよう、教育職員免許法の適用除外を定めている。
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第5条)

また、これにあわせて片方の免許状・資格を持ち、一定の勤務経験(3年かつ4,320時間)を有する者について、大学等で一定の単位を履修すること等によるもう一方の免許状・資格の取得に係る特例も設けている。
(教育職員免許法附則第19項、児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準)

背景

新制度施行前の幼保連携型認定こども園については、教育又は保育に携わる職員に幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を求めていなかった。しかし、新制度の施行による新たな基準に基づく幼保連携型認定こども園(以下「新幼保連携型認定こども園」という。)では、教育・保育を一体的に提供する単一の施設として幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有する保育教諭等を配置することとなった。

そこで、新制度への制度変更に伴う経過措置として、また幼稚園又は保育所等から幼保連携型認定こども園への円滑な移行に配慮するため、新制度施行後5年間に限って幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方のみしか有しない者でも保育教諭等となることができることとする経過措置を設けた。

さらに、これらの経過措置期間中に、保育士資格のみあるいは幼稚園教諭免許状のみを有して保育教諭等となった者が幼稚園教諭免許状もしくは保育士資格を無理なく取得できるよう、勤務経験及び単位の修得等に係る特例を設けた。

現 状 ・ 課 題

参考：幼保連携型認定こども園の施設数

H30.4.1現在：4,409施設

H29.4.1現在：3,618施設

H28.4.1現在：2,785施設

資格・免許の 保有状況	平成30年度		平成29年度		平成28年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
両方保有	90,647人	90.4%	73,126人	89.2%	54,088人	87.8%
どちらか一方のみ 保有	9,660人	9.6%	8,876人	10.8%	7,538人	12.2%
幼稚園教諭のみ	2,274人	2.3%	2,272人	2.8%	2,104人	3.4%
保育士のみ	7,386人	7.4%	6,604人	8.1%	5,434人	8.8%
総数	100,307人	100.0%	82,002人	100.0%	61,626人	100.0%

○特例制度を活用し、幼稚園教諭免許状の授与がされた件数(平成25～28年度) 10,924件

○特例制度を活用し、保育士試験に合格した者(平成26～29年度) 22,186人

いずれか一方の免許状・資格しか保有していない保育教諭等の現状は、平成28年度以降、その割合は減少しているものの、その人数は幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い増加している。

また、保育の受け皿拡充が求められる中、あわせて保育人材も確保していくことが必要だが、免許状と資格双方を有する者の採用が難しいことなどが、課題とされているところである。

主 な こ 意 見

- ・ いずれか片方の免許状・資格しか保有していない者の割合を考慮し、保育教諭の資格特例、免許状・資格の取得特例を延長するとともに、免許状・資格が取得しやすい環境整備、また免許状・資格の併有に対するインセンティブ付けなどを通じ、併有を誘導していく必要がある。
- ・ 免許更新講習の受講機会の拡大とともに、他の各種研修との相互乗り入れなどの検討も必要。
- ・ 片方の免許状・資格しか保有していない者の割合を考慮して、今後、幼保連携型認定こども園への移行を希望する施設が特例を活用できるよう、延長すべき。

主な意見

- ・ 人材不足の中、特例の延長が必要
- ・ 片方の免許状・資格取得者を採用せざるを得ない状況もあり、延長されなければ教育・保育の提供が困難になる。
- ・ 職員採用時、幼稚園教諭免許状の未更新者が多数であり、経過措置が延長されなければ職員を採用できなくなってしまう。
- ・ 片方の免許状・資格しか保有していない者は、資格特例が延長されないと幼保連携型認定こども園で就労できなくなってしまう。
- ・ 待機児童が解消できない間は、職員が資格・免許状取得のために現場を離れることが難しい。
- ・ 日常業務がある中で、免許状・資格取得や免許状の更新講習の受講は難しい。
- ・ 潜在保育士の活用の観点から経過措置を延長するとともに、免許状・資格を取得しやすい環境整備も必要。
- ・ 免許状・資格の取得機会や幼稚園教諭免許状の更新講習の受講機会が十分に提供されていない観点から、特例の延長が必要。

方向性

幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、一方の免許状・資格しか保有していない者が一定数いること、また、一方の免許状・資格しか保有していない者の登用も必要となることから、「子育て安心プラン」における受け皿拡大の方向性も踏まえ、保育教諭等の資格特例及び教育職員免許法の適用除外並びに免許状・資格取得の特例を平成36年度末まで5年間延長することとしてはどうか（その際、幼稚園教諭免許状の授与手続きに係る期間も配慮する。）。

③みなし幼保連携型認定こども園等における職員配置に関する経過措置

概要

子ども・子育て支援新制度施行時にみなし確認を受けた認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）においては、施行後5年間に限り、3歳児～5歳児の職員配置（短時間利用児部分）については、35:1とすることができ。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準附則第2条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準附則第2項）

背景

幼稚園については、1学級あたりの学級編制基準が、原則35人以下となっている。一方、保育所の職員配置基準では、3歳児が20:1、4歳児以上が30:1となっている。

新たな認定こども園の職員配置基準では、長時間・短時間利用児の区別なく、保育所と同様に3歳児は20:1、4歳児以上は30:1とすることとした。しかし、この新たな職員配置基準を設定するにあたり、保育所の配置基準に達していない認定こども園の新制度への円滑な移行に配慮等する観点から、認定こども園の短時間利用児の部分については、幼稚園の学級編制基準（35:1）を活用することもできることとする経過措置を設けた。

現状・課題

【3歳児～5歳児（短時間利用児部分）の職員配置基準を35:1の経過措置を活用しているみなし認定こども園の施設数】

施設類型	施設総数	回答施設		
		みなし確認を受けた施設(①)	経過措置適用施設(②)	経過措置適用施設の割合(②/①)
幼保連携型	4, 409	326	23	7. 1%
幼稚園型	966	99	7	7. 1%
保育所型	720	52	0	0. 0%
地方裁量型	65	10	0	0. 0%
合 計	6, 160	487	30	6. 2%

※本調査結果は、平成30年9月末時点の速報値（回答率57.1%）

主な意見

- ・ 保育所と同等の質を確保するため、経過措置の延長は不要。
- ・ 子どもの最善の利益、保育の質向上の観点から、経過措置の延長は不要。

方向性

すでに、短時間・長時間利用児の区別なしの基準で対応している園が大半であり、改正後の職員配置基準で対応することが可能であると考えるため、経過措置は延長しないこととしてはどうか。

④ 幼保連携型認定こども園における保健師、看護師、准看護師のみなし保育教諭の特例

概要

乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、一部改正法附則第5条に定める登録を受けた者(保育士)とみなすことができるとし、当該者は、同条に規定する期間に限っては、保育教諭等として園児の保育に従事することができるものとする。
(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(平成26年11月28日付府政共生第1104号・26文科初第891号・雇児発1128第2号))

背景

現行において、乳児4人以上が利用する保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる取扱いとしていること、さらに幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例を踏まえ、本特例を設けた。

現状・課題

年 度 資格区分	H30年度		H29年度	
	園数	割合※	園数	割合※
保健師	22園	0.5%	37園	1.0%
看護師	759園	17.2%	549園	15.2%
准看護師	213園	4.8%	152園	4.2%
合計	994園	22.5%	738園	20.4%

※幼保連携型認定こども園数(H30年:4,409園、H29年:3,618園)に占める割合

主なご意見

- ・ 保育教諭不足の現状や安全衛生管理の観点から、経過措置を延長すべき。
- ・ 日々の子どもの健康管理だけでなく、障害のある子ども、医療的ケア児への対応の観点からも専門職の必要性は高まっていることを踏まえ、延長が必要。
- ・ 今後、幼保連携型認定こども園への移行を希望する施設が活用できるよう、延長すべき。
- ・ 国として、今後も幼保一元化を積極的に推進するためにも幼保連携型認定こども園への移行特例については、延長が必要。
- ・ 保育所と同等の職員配置とすべきであるため、整合性がとれるまで延長が望ましい。

方向性

保育所における保育士の職員配置基準では、本特例と同様な特例が継続している。保育教諭の資格特例の延長により、保育士資格のみ保有する者も保育教諭となることが可能となるため、保育士の職員配置基準の特例を保育士資格のみ有する保育教諭にも適用することが必要となる。

また、人材確保策の一環として、本特例を引き続き活用出来るようにすることも必要であることから、①の保育教諭の資格特例と同様に5年間延長することとしてはどうか。

⑤新制度施行時点で市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定していた 私立幼稚園、認定こども園の利用料に係る経過措置

新制度施行時点で、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している私立幼稚園・認定こども園については、新制度施行後も引き続き低い利用者負担額で徴収することを認める経過措置を講ずることとしている。

※5年経過時点で市町村が定める利用者負担額に合わせるよう努めることが基本

(子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について(平成27年3月31日付府政共生第347号・26文科初第1462号・雇児発0331第19号))

概要

新制度における利用者負担上限額を一律に当てはめた場合、それよりも低い保育料を設定していた私立幼稚園等を利用する保護者に対し、利用者負担の増加を強いることとなるため、低額に設定された利用者負担額の継続性(保護者負担軽減)の観点から措置したもの。

背景

「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、「2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す」こととされており、これに基づき無償化が実施された場合には、市町村が定める利用者負担額が0円となることから、本特例の必要性は失われることとなる。

現状・課題

幼児教育の無償化に伴い、本特例の必要性は失われる。

方向性

⑥みなし幼保連携型認定こども園における施設長に係る経過措置

概要

平成27年3月31日において幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所のいずれにも園長及び施設長を配置し、平成27年4月1日以降も継続して当該施設に配置されている施設に対して、施設長2人目分の人件費相当額を給付する。

(特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日付府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号))

背景

新制度施行前の基準に基づく幼保連携型認定こども園(以下「旧幼保連携型認定こども園」という。)は、認可幼稚園と認可保育所という二つの認可制度による二つの施設が合わさったものであったため、それぞれに園長又は施設長が配置されている場合があったが、新制度における、新幼保連携型認定こども園は、教育及び保育を提供する単一の施設とされたことから、施設長が1人となった。

このため、旧幼保連携型認定こども園の新幼保連携型認定こども園への円滑な移行に配慮等するため、新制度施行前に園長又は施設長であった者のいずれか一方が退職等した時点(ただし、5年を限度とする)まで、公定価格において2人目の施設長の人件費相当額を給付する経過措置を設けた。

現状・課題

【公定価格上の経過措置の適用を受けている施設数】

	適用を受けている施設数 (3月時点)	幼保連携型認定こども園 の施設総数(私立) (4月時点)	施設総数に占める割合※
平成29年	154施設	3,067施設	5.0%
平成28年	196施設	2,334施設	8.4%

※ みなし確認を受けた私立の幼保連携型認定こども園486施設に占める割合は、平成29年が31.7%、平成28年が40.3%

主な意見

- ・ 大規模園では、適正な運営を行う上で、幼稚園部門、保育所部門それぞれに管理者が必要であるため、経過措置の延長が必要。
- ・ 経営実態調査の結果から、施設長が一人でも運営可能と確認できたため、経過措置の終了は致し方ない。

方向性

新幼保連携型認定こども園は、単一の施設であり、また本特例を利用している園の全幼保連携型認定こども園数に対する割合は小さいことから、本経過措置は延長しないこととしてどうか。

⑦地域型保育事業(居宅訪問型事業を除く)における食事の提供に係る経過措置

概要

地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)における食事の提供については、施行日から5年を経過する日までの間は、自園調理でなくともよいこととされている。
(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第2条)

背景

子ども・子育て支援新制度の施行前は、家庭的保育事業等での食事の提供方法に関し、自園調理を求めていなかった。
新制度の施行に際し、食事の提供方法に関しては、地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)においても、自園調理を基本とした上で連携施設等からの外部搬入を可能とする方針とされたことに伴い、新制度の施行前時点で自園調理を行っていない事業から移行する場合には、第1期市町村子ども・子育て支援事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置を設けることとされたもの。

現状・課題

平成29年2月時点での自園調理への移行率が60%と低かった家庭的保育事業(自宅で実施するもの)については、平成30年4月の省令改正により、経過措置の期限を平成32年3月末からさらに5年間延長済み。
また、自宅以外の場所における家庭的保育事業や小規模保育事業、事業所内保育事業については、平成30年4月1日時点における自園調理や連携施設等からの外部搬入への移行状況はそれぞれ以下のとおり。

	家庭的保育 (自宅)		家庭的保育 (自宅以外)		小規模保育		事業所内保育		全体	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
全体	589	100.0%	203	100.0%	2,951	100.0%	375	100.0%	4,117	100.0%
うち自園調理	371	63.0%	112	55.2%	2,511	85.1%	264	70.4%	3,258	79.1%
うち外部搬入	31	5.3%	32	15.8%	413	14.0%	102	27.2%	578	14.0%
(自園と外部搬入の合計)	402	68.3%	144	70.9%	2,924	99.1%	366	97.6%	3,836	93.2%

※平成30年8月上旬
時点の集計
(回答自治体数:1,302、
回収率:74.8%)

主なご意見

- ・ 食事の提供に係る経過措置、連携施設の確保に係る経過措置いずれも延長するだけでなく、給食提供の方策や連携施設の確保方策についての検討が必要。
- ・ 保育の質の向上を図るため、経過措置を延長する必要はないものと考える。
- ・ 居宅で家庭的保育事業を営む家庭的保育事業者には、自園調理に関する経過措置が5年間延期されたところであり、全ての家庭的保育事業者ができるだけ早く自園調理ができる体制を整えられるよう期待。

方向性

自宅以外の場所における家庭的保育事業については、一部の事業所で自園・外部搬入への移行が進んでいない実情があることから、自宅における家庭的保育事業と同様に経過措置の期限を平成32年3月末からさらに5年間延長することとしてはどうか。

小規模保育事業、事業所内保育事業については、自園調理・外部搬入への移行率が高くなっていくことから、経過措置は延長しないこととしてはどうか。

⑧地域型保育事業（居宅訪問型事業を除く）における連携施設に関する経過措置

概 要

地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）の事業者は、連携施設の確保が著しく困難と市町村が認めるときは、施行日から5年を経過する日までの間は、連携施設を確保しないでもよいこととされている。
（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第3条、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則第5条）

背 景

子ども・子育て支援新制度の施行前は、家庭的保育事業でのみ保育所本体または連携保育所の支援が前提とされていた。

新制度の施行に伴い、地域型保育事業では保育内容の支援、代替保育の提供と卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めることとしつつ、経過措置として、当面は連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合には、第1期市町村子ども・子育て支援事業計画の終期である平成31年度末までの間は、市町村は連携施設の設定を求めないことができることとしたもの。

平成30年4月1日時点の地域型保育事業における連携施設の設定状況をみると、連携施設の3要件※全てを設定している事業所は、46%。

平成30年9月21日時点の集計 単位:事業所

事業	連携状況								合 計
	①・②・③ の全て	①・②	①・③	②・③	①のみ	②のみ	③のみ	設定 なし	
家庭的保育事業	371 42%	304 34%	45 5%	2 0%	60 7%	0 0%	5 1%	103 12%	890 100%
小規模保育事業 (A型)	1,559 50%	186 6%	372 12%	12 0%	259 8%	9 0%	219 7%	488 16%	3,104 100%
小規模保育事業 (B型)	268 39%	34 5%	76 11%	3 0%	83 12%	0 0%	36 5%	185 27%	685 100%
小規模保育事業 (C型)	33 32%	8 8%	11 11%	2 2%	36 35%	0 0%	2 2%	12 12%	104 100%
保育所型事業所内保育事業	59 32%	2 1%	17 9%	2 1%	5 3%	0 0%	49 27%	49 27%	183 100%
小規模型事業所内保育事業	165 49%	18 5%	63 19%	0 0%	20 6%	0 0%	16 5%	56 17%	338 100%
上 記 計	2,455 46%	552 10%	584 11%	21 0%	463 9%	9 0%	327 6%	893 17%	5,304 100%

※①: 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

②: 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病氣、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育)を提供すること。

③: 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の場合、地域枠に限る)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

主な意見

- ・ 食事の提供に係る経過措置、連携施設の確保に係る経過措置いずれも延長するだけでなく、給食提供の方策や連携施設の確保方策についての検討が必要。(再掲)
- ・ 連携施設の確保、連携内容の調整については、自治体が関与・協力することが不可欠であることを周知していただきたい。自治体の成功事例の紹介など、自治体間での情報共有を促すような機会があれば好ましい。
- ・ 全ての家庭的保育事業者等が、経過措置期間中に連携施設を確保することができず、結果として事業認可の取消(それに伴う保育定員の減少等のサービスの低下)が生じる恐れがあることから、経過措置の延長が必要。
- ・ 連携施設設置義務を解除する、連携若しくは加算という方式にするなど、選択肢を増やすべき。
- ・ 5年間の特例措置の継続が必要な地域や、連携施設を確保しなくても入所可能な地域があることから地域の実情に応じて対応できるよう、実態調査を行いそのあり方を検討すべき。

方向性

連携施設の3要件全てを設定した地域型保育事業の事業所が約半分程度にとどまっている現状を踏まえ、経過措置の期限を5年間延長することとしてはどうか。

なお、経過措置を延長するに当たっては、連携施設の確保がより促進されるような方策を併せて検討することとしてはどうか。

⑨小規模保育事業B型等に係る経過措置（保育従事者の資格）

小規模保育事業B型と事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。）については、家庭的保育者又は家庭的保育補助者については、施行日から5年を経過する日までの間は、保育従事者とみなすこととされている。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第4条）

子ども・子育て支援新制度の施行後は、小規模保育事業B型や事業所内保育事業（利用定員19人以下）で保育に従事する者は「保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者」とされているが、新制度施行前においても家庭的保育者及び家庭的保育補助者が保育に従事していたことから、設けられたもの。

家庭的保育者又は家庭的保育補助者の、子育て支援員研修等の必要な研修の修了状況をみると、平成30年4月1日時点では下表のとおり。

単位：人

	小規模B型		事業所内 (定員19人以下)		合 計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
保育従事者	910	100.0%	169	100.0%	1,079	100.0%
うち研修未修了者	120	13.2%	28	16.6%	148	13.7%
うち研修受講見込み無し者	18	2.0%	7	4.1%	25	2.3%

※平成30年8月上旬時点
の集計
(回答自治体数:1302、
回収率:74.8%)

- ・ 保育料の無償化等による新たなニーズが想定される中、これに対応することができるよう、経過措置を延長すべき。

研修の修了者が従事者の大半を占め、また未修了者の中でも受講見込みのない者の割合が低い状況を踏まえると、経過措置は延長しないこととしてはどうか。

⑩小規模保育事業C型に係る経過措置(定員上限)

概要

小規模保育事業C型の利用定員は6人以上10人以下とすることが原則だが、施行日から5年を経過する日まで
の間は、その利用定員を6人以上15人以下とすることができることとされている。
(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準附則第5条、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準附則第4条)

背景

子ども・子育て支援新制度の施行前は、グループ型小規模保育事業の利用定員が最大15名までとされていた
ことを踏まえ、設けたられもの。

現状・課題

小規模保育事業C型の定員の変更状況を見ると、平成30年4月1日時点では、小規模保育事業C型の事業所
(60か所)のうち定員が11～15人の事業所は6か所あり、そのうち4か所は定員を見直す見込み。残りの2か所
は小規模保育事業A型・B型への移行を検討中とのこと。
※平成30年8月上旬時点の集計(回答自治体数:1,302、回収率:74.8%)

主な意見

- ・ 保育料の無償化等による新たなニーズが想定される中、これに対応することができるよう、経過措置を延長すべ
き。

方向性

大部分の小規模保育事業C型の事業所において定員の変更等が行われている又は行われる見
込みで あることを踏まえると、経過措置は延長しないこととしてはどうか。

⑪放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置

放課後児童健全育成事業の従うべき基準として設けられている、放課後児童支援員に関する規定について、放課後児童支援員は、基準に定める基礎資格を有する者（例えば保育士や高卒以上で、実務経験を有する者など）であって、都道府県知事が行う研修を「修了した者」でなければならず、平成32年3月31日までの間は、「修了することを予定している者」を含むとしている。
（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準附則第2条）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は平成27年4月1日から施行され、それまでは法令上の基準は存在せず、多様な形態で運営され、各地域におけるニーズを満たしてきたことから、基準策定の際、「現に事業を行っている放課後児童クラブが着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるよう、全体的な質の底上げを図りつつも、一定の経過措置等の検討が必要である」とされた。
（社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書（平成25年12月25日）より一部引用）
これも踏まえ、研修受講には一定の時間を要することから、5年間は、研修修了予定者も放課後児童支援員とされるよう、経過措置期間を設けたものである。

都道府県知事が行う研修 (放課後児童支援員認定 資格研修)を受講した者	平成29年5月1日現在		平成28年5月1日現在	
	人数	割合	人数	割合
総数	34,220人	39.4%	16,128人	19.3%

参考：放課後児童支援員の数

H29.5.1現在：86,829人、H28.5.1現在：83,471人

研修受講者は、増えてはいるものの、平成29年5月1日現在でも、約60%の方が研修の受講ができていない。

社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ（平成30年7月27日）においても、「地方自治体や放課後児童クラブ関係者からは、経過措置期間が終了するまでに該当者が研修受講を修了できない可能性があることについて懸念の声があがっている。（中略）現在の設備運営基準では、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならないことになっており、認定資格研修の終了後は、放課後児童クラブに放課後児童支援員がいない場合、開所できない形となっている。今後、放課後児童クラブが安定して運営できるよう、経過措置の延長も視野に入れられるとともに、研修方法のあり方の工夫が検討されていく必要がある。」と指摘されている。

- ・自治体や放課後児童クラブ関係者は、経過措置期間までに受講が修了しないことを懸念しており、放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置の延長が必要。

方向性

研修を受講していない放課後児童支援員が在籍する放課後児童クラブが、経過措置終了後も安定的な運営が確保されることを念頭に、平成30年度中に結論を得ることとされている、「従うべき基準」の参酌化に係る検討と合わせ、経過措置の在り方を検討していく。